入札説明書等配布一覧表

物品等の名称［　Ａ重油　日本産業規格Ｋ2205　１種２号　］

No	名　　称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・入札書 ・委任状	１部
２	仕　様　書	１部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県立酒田西高等学校

入　札　説　明　書

Ａ重油（日本産業規格Ｋ2205　１種２号）の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年３月県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　担当部局等

(1) 契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒998－0013　酒田市東泉町五丁目９番地の５

山形県立酒田西高等学校　事務室　電話番号 0234（22）0254

２　入札参加者の資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

３　入札参加資格の審査等

(1) 入札参加資格の審査は、入札を終了した後に入札執行者が落札候補者と認めた者について行う。

なお、審査の結果落札決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者に係る審査は行わない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第１号）

(4) 上記(3)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF 形式等で送付すること。送付先　ysakanishi@pref.yamagata.jp

(5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

４　入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

6　入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第８号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

なお、令和８年１１月２０日（金）午前１０時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

(5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第９号）を作成し提出させること。

(6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。

また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

(7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常の取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

6　開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

7　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札

(5) 同一の事項につき２通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

(6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

8　再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は，当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

9　落札者の決定方法

(1) 規則第 120 条第１項の規定により作成された公告２の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札候補者とし、当該候補者に係る資格審査の結果、資格を有すると認められた場合に落札者として決定する。

(2) 落札候補者の審査の結果、資格がないと認められた場合は、予定価格の範囲内で入札（有効な入札に限る。）を行った次順位の者を落札候補者とし、前項及び本項の規定を準用し落札者を決定する。落札候補者の変更は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者において、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札候補者を決定する。

11　その他

(1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

(2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

(4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

(5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。

(6) 本件契約の条項は、規則の規定による物件購入契約約款（昭和 39 年８月県告示第 707 号。）による。

(7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第１号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和　　年　　月　　日

山形県立酒田西高等学校長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物品の調達等に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　調達物品等の入札公告日及び名称
(1) 入札公告日　令和８年１１月５日
(2) 物品等の名称　Ａ重油（日本産業規格　K2205　１種２号）

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第８号（入札書）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

山形県立酒田西高等学校長　殿

入札者　住　所　又　は　所　在　地
氏名又は名称及び代表者名

㊞

〔　代理人氏名　　㊞　〕

山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入　札　金　額	￥
入札保証金額	免除
品名及び規格	Ａ重油（日本産業規格Ｋ2205　１種２号） １リットルあたりの単価
数　　量	３０，０００リットル
納　入　場　所 又は引渡場所	山形県立酒田西高等学校内　指定場所
納　入　期　間 又は引渡期限	契約締結の日から令和９年３月３１日まで
摘　　要	

備考　「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※１　入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※２　代理人が入札する場合は、※１の記載に加え、〔　〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第９号（委任状）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

山形県立酒田西高等学校長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名　　㊞

私は　　を代理人と定め、下記の権限を

（使用印鑑　　）

委任します。

記

１　Ａ重油（日本産業規格Ｋ2205　１種２号）の入札並びに見積に関する一切の件

２　委　任　期　間

令和　　年　　月　　日　から

令和　　年　　月　　日　まで